

第2回 特別職報酬等審議会 会議録

日 時：平成30年2月8日（木）9：00～11：00

場 所：議会第三委員会室

出席委員：10名

長谷川会長、石橋委員、小野委員、中川原委員、西川委員、橋本委員、
平山委員、福島委員、松尾委員、吉田委員

事務局：

大坪総務部長、田中総務部次長兼人事課長、磯嶋給与厚生グループリーダー
十文字主幹

次 第：

- 1 開会
- 2 審議
- 3 閉会

会 長：それでは、本日の会議を始めます。第1回の会議では、いろいろな審議をいたしました。国からの通知にあった審議項目を事務局に整理していただきました。まずは、その内容を事務局からご説明してください。

第1回報酬審議会要旨のまとめ

（会2－資料01 事務局説明）

会 長：前回の会議で回答が保留となっている点等について、事務局から説明をお願いします。

追加事項の説明

- ・「総人口一人当たりの市町村民所得」
- ・「中核市移行に向けた職員の増員数」

会 長：前回の最後には、今回の審議に向けて、地域性や都市規模も考慮した試算資料の作成を事務局にお願いしたので、その試算資料に基づき具体的な金額について、審議していきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

検討資料の説明

（会2－資料02 事務局説明）

会 長 : 説明ありがとうございました。まず、表紙に戻りまして、当市の類似性の検討をしていただいて、地域性と中核市。それから地域性の比較ということで東北の主要都市、ここに抜けているのは仙台市だということなのですね。

事務局 : そうです。

会 長 : 仙台市は政令指定都市なので外しているというお話がありました。それから中核市の比較ということで、人口と財政規模という二つについてグループを。中核市全体で見ればあまりにも違いがある都市と比較してしまうことになってしまうので、近い都市のグループの数を幾つかまとめていくということです。それからステップ4は地域性と二つの要素を足し算して、それを分けたといいますか、平均を取ったというお話でした。
ステップ5は職間バランスということなのですが、参考のために事務局のほうで平成9年はどうやって決めたかという話は資料にありましたか。

事務局 : 前回の会議1資料-03にあります。

会 長 : 申し上げますと青森市、弘前市の平均と東北主要都市9市の平均と、それから全国類似都市18市の平均、その3者の平均値をとって決められています。それが平成8年のときの決定方法です。
青森市は中核市で弘前市は中核市ではない。

事務局 : はい。

会 長 : そういう意味でいくとこの計算式は変えざるを得ないという認識。中核市の業務ということからすれば前のものをそのまま踏襲することは適切ではないということから、今回、新しい方法の紹介があったということです。すみませんが、資料の中で3ページのところに市長の人口のBとCが同じ金額になっている。これは本当ですか。

事務局 : すみません、訂正させていただきます。Cのところの平均10市の市長のところは1,023,184になっています。こちらが正しくは1,027,670でございます。4ページ以降は正しい数字になっておりますので、3ページのところだけでございます。

会 長 : 東北主要都市は、八戸市からいわき市までありますが、これらは全て

中核市ですか。

事務局： 山形市と福島市は中核市でございません。ほか青森市、秋田市、盛岡市、郡山市、いわきの5つは中核市です。

会 長： そうしますとステップ2に対しては地域性という言葉だけですがけれども、同じように人口規模がこのように揃えられたことからすれば、一部中核という業務のことも一部の都市では反映されているところがあると理解していいのですか。

事務局： この部分はいくまで地域性ということで、いわゆる都市規模という範疇のグループではありません。東北という地域の中で同規模ということで、中核市という限定ではないグループです。なおかつ中核市の人口要件が平成26年度に30万人から20万人に引き下げられて数年しか経っていない状況でございます。山形市とか福島市もいわゆる中核市の要件には合致してはいますが、現時点では中核市ではありませんが、中核市の要件は備えているということでご理解いただきたいと思っております。

会 長： わかりました。それでは今説明をいただいたのですけれども、今日で最終的な報酬額の決定までとは考えていませんけれども、皆さんで整理しながら、このようなたたき台に対してご意見をいただきながら皆さんの合意形成、どんなところまで辿り着けるかわかりませんが、ご議論いただければと思います。市長から諮問を受けたことについて、私どもがどうしてこのような金額を決めたのだという根拠を明確にしていく必要があります。それから総務省が「資料として参考にしなさい」ということに対しては、先ほどの確認事項で見ていただいたとおりでございます。その意味で報酬額というものが理屈の通った数字として、こういうことが適切だということを進めて協議させていただければと思っております。前回は、いわば現在の状況に対してプラスのほうがいい、あるいはそのままフラットでいいのだとか、あるいはマイナスだというご意見がありました。今回はこういうたたき台がせつかくありますので、是非この中から、あるいは追加としてどういうことを考えなければいけないのかというご意見を賜りながらまとめさせていただければと思います。

委 員： 総務省通知に基づく確認事項に照らしていくと、各項目で増額が妥当かという話になってくると思います。その中で類似都市、あるいは中核市の中での八戸市の位置付け等をみて報酬を決定していくという話になってくるかと思うのです。そうなってくると具体的な試算を出していただいている中では、人口での順位の直近10市という辺りを

基準に、いろいろ話を詰めていくのが妥当ではないか。現状の比較でも増額にはなる。ただこの増額がいいのかどうかということがあると思うのですが、その点から入っていけばいいのではないかと感じております。これは前回も確認したのですが、各都市の報酬の見直しの動きとか、そういうものはどうなのか。現状の比較ではこうだけれども、また直近で今後各都市の改定が進むと差が生じる。もしその動きもわかればというか、確認できるのであればよりいいかと思えます。

事務局：先ほど見た前回資料 03 の裏のページになります。中核市の報酬審議会の状況としまして、中核市指定要件緩和後に中核市に移行した4市と、それ以前から中核市であった都市で、近年、報酬審議会を開催した都市についてまとめております。傾向としては、中核市要件緩和後に中核市になった4都市の中で報酬審議会を開いた都市においては、いずれも引上げです。差額を見ますと、八王子市においては市長が1万円。議長、正副議長が2万円。越谷市においても市長・副市長が5万6,000円、議員が6万円。緩和前から中核市であった都市を見ましても、姫路、鹿児島、宇都宮などは据え置きという答申が出されています。そのほか議員については、金沢市・青森市についても引上げ。最近の動向はこういったところです。

会長：今のご意見の中で、財政規模ではなくて人口でとお考えになる根拠はどのようなところにありますか。

委員：差額は出ているので、この平均をとるという考え方もあるかと思うのです。財政規模となるとどうしてもその都市の性格というものも出てくると思えます。その中で特別職の仕事というものは財政規模で違ってくる。だから住民サービスなどを考えたときに人口の規模ではないのかということ、どちらかを取るとすれば人口規模のほうでやってみたほうがわかりやすいということです。

会長：要するに財政というものは産業形態等によって異なっているということで、それは市長の業務と直接的にということではない、そういう評価ですね。

事務局：標準財政規模について若干補足させていただきます。なかなか難しい計算はあるのですが、ざっといいますとその地方公共団体で、標準的な状態であれば通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すので、財政状況を示しているというよりは、全国比較してみるとときには、全国で同じように計算をしている標準財政規模で比べるという数値でございます。

会 長： 例えば、中核都市で一番多いのが鹿児島でしたか。

事務局： 鹿児島で 1,300 億円を超えています。

会 長： 私ども八戸に比べて倍以上の財政規模になっている理由は何ですか。人口ではないわけですよね。人口でしたら船橋市が 1 番だから。

事務局： 鹿児島となぜこれくらいの差があるかという説明ずばりはないのですが、法人を含めて納税する方の人数であるとか、法人を含めてもそうではありますが、そういうもので差は出てくるのかと。

会 長： 人口に比例するような納税であれば人口に関わりますよね。法人だったら企業形態といいますか、要するに産業構造がどうであるかと結び付いた指標になっています。

事務局： 納税義務者の多い少ない、個人、法人を含めて納税する方の絶対数が多ければやはり大きな規模になりますし、標準財政の内訳までは事務局でとらえていないというのが事実です。もう少し標準財政規模というものを細かく申しますと、市で事業をやるにあたっては事業を実施するごとに入ってくるお金があります。建物を建てるのであれば、補助金や交付金といった国から入ってくるお金と、それとは別に市税収入、法人市民税も含めて入ってくるお金と二つがあるかと思えます。事業は、やる事業によって国から入ってくるお金の大小があるので、そういった部分は除きましょうということで、事業の実施内容に関係なく入ってくるお金の代表というものが税金ということになります。そこでの比較をしたほうがわかりやすいということで、全国的には標準財政規模が都市の財政規模という状況になっています。市町村の財政規模を単純に表したものが標準財政規模だという理解でよろしいのではないかと思います。

会 長： そうすると財政規模の中の一部は人口に左右されますし、一部はこの産業形態に左右されるという見方は適正だということですか。

事務局： はい。

委 員： 例えば八戸の決算規模を見ても、震災以降で 100 億円くらい前年より増えている。鹿児島なども多分災害とか、あるいは新幹線の開業に伴う費用など一般的に使われている市の財政以外に何か、国などから入ってきたものがあるということではないのですか。

事務局： 国から入ってきているお金は除いて試算したものが標準財政規模に

なります。

委員： わかりました。

事務局： さきほど申しましたけれども、主なものは税収となっているということですので納税者が多い、あるいは高額納税しているような大きな企業、企業数が多い、労働人口の割合が高いなど、そういった背景もあるのかと思います。

会長： 何となく北と南で同じような場所にいるので、要するに高齢者とかそういう意味での人口分布的なものが似通っていないのかと思いつつ、それで大きく違うということは何か原因を知りたくになります。

委員： 納税者の力が大きいということでしょうね。生活保護受給者が少ないのかもしれないし。

委員： 例えば市長給料について増額の方ですよね。物価指数等々についても、私も増額の方。現状の自主減額した金額から見れば増額だと。ただ今日こうやって出してもらった資料で計算した場合に、いわゆる本則で決まっているものから比べると減額という可能性もある。そこで議論するときの基準としてはどっちでやるかを確認しておいたほうが良いと思います。今出してもらった資料では、あくまで自主減額している金額をベースにして議論しているということ。その部分をやはりはっきりさせておいたほうが議論しやすいと思います。

委員： それからもう一つ、考え方として市長、副市長の部分については八戸市が昨年度の工業出荷額が北3県でトップになったということを考えてみると、やはりそれだけの地域開発が進んできているという結果でもある。そういうことを考えると、青森市とか盛岡市とか秋田市と同等でも良いと思う。それから青森県内のトップであっても良いのではないかと考えています。

会長： ありがとうございます。基準のことについてはスタートでも事務局からご説明がありましたが、もう1度お話いただけますか。

事務局： 基準としましては、中核市の約3割の自治体で市長が自主減額をしている状況が現実としてありますので、実際に幾らの額が妥当なのかという議論をすることを考えましたところ、各自治体の自主減額後の金額を反映させたものを参考にして検討したほうがより実態に即した検討が可能になると思われることから、資料は自主減額後でベースに計算しております。

委員： 前回の当市の決定方法では、東北主要都市は9市を参考にしていただのに今回は7市です。全く新しい基準で新たに集めてきたのでしょうか。

事務局： 今回の8市でございますけれども、上の段のところに書いてございますように人口20万人以上というくくりで抽出したのが今回の8市でございます。前回配付資料によりますと青森市、八戸市、弘前市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、いわき市、郡山市の9市となっております。今回の試算においては、八戸市と弘前市を除いた7市ということでございます。

会長： ちなみに二つの都市の平均、弘前市と青森市の平均、さらに主要都市の中に青森市が入って平均を取って足し算をしているという計算方法は、結局は地域性を強くということの意味をしています。例えば、今回、青森市と弘前市の平均は用いないという計算式になるということは、地域性が少し広域になったという理解で受け止められるとよろしいかと思えます。弘前市を外す理由は中核市ではないからということなのか、それとも人口規模が違うからということでしょうか。

事務局： 20万人以上という人口のくくりで東北エリアということでここは抽出しておりますので、弘前市が抜けております。

委員： 青森市の市長の減額幅があまりにも大きい。これを平均の中に入れてしまうと、こちらに引っ張られる可能性が大きいのではないか。減額幅が大きい数字に思えます。

委員： 青森市は参考になりません。

委員： 私もそう思います。

委員： 人口的に青森市は28万7,800人、八戸市は23万3,070人です。おっしゃるとおり対象外だと思います。全国的な規模でいくと、例えば盛岡市は29万2,000人くらいです。函館市は26万3,700人くらい。あとは呉市の規模でいくと22万9,868人。佐世保市が25万人。その中でいくとやはり青森市の減額した75万円という数字は対象にしないほうがいいと思えます。ここで議員数などもわかるのですけれども、今回の審議会の中で市長、副市長、議長も全て見直していくわけですね。

会長： はい。

委員： 一般企業もそうなのですから、社長、副社長、部長などというものがあるのですけれども、基本的に職責で見てみたらいいのではないかと。

会長： 今、東北主要都市でとやっている中から、一時的に極端に減額している市は外したほうがいいのかというご意見がありました。事務局でそういう情報はわかるのですか。例えば東北主要8都市の中で極端に低いのは青森市となっています。このほかの都市でもそれぞれ減額してこの状態ですか。例えば八戸市もマイナス10パーセントでこの状態です。どの程度あれば極端な事例を外すというお話になるのかなど、そういう線引きはどうすればいいかという課題が生まれますけれども。

事務局： 前回、第1回目でお配りした資料に戻りますけれども、中核市の状況を一覧として掲載しておりますが、この真ん中の米印が付いたところが減額をしている都市になります。青森市から北から順に並んでおります。市長では、青森市、八戸市、秋田市、となっております。減額の幅として見比べていただきますと、青森市は100万円に対して75万円、八戸市は113万5千円に対して102万1千円。秋田市については117万3千円に対して105万5千700円となっております。現状はこういった形です。

会長： 秋田市は減額して今のこの数字になっているわけですね。

事務局： はい。

会長： わかりました。何と何を平均するかなど、いや平均はしないのだという話は後ほどあるにしても、まずステップ1の作業というか、いわば都市類似性ということについての検討については皆さんよろしいですか。地域性とか中核市とか、人口、財政ということが指標でしたということ。それではステップ2に入って、結局この中からこのままの平均を取るのがいいのか、いや青森市は外すべきだということか、その辺のご意見を皆さんからいただいて、まずはステップ2を乗り越えたいと思います。

委員： 今日配付された資料の3ページに人口規模での1位が船橋市の63万人、標準の財政規模1位が鹿児島市の1,300億円に対して、八戸が510億円となっています。これは前回の資料の19ページで星印が付いているところを見ますと、船橋市は順位が上から4番目なのです。一番下から二つ目の鹿児島市が25番目なのです。それぞれ報酬額も100

何万となっています。こういうところがそれぞれ1位でありながら、なぜこんな数字になったのかということは説明できますか。どこと比較して船橋市とか鹿児島市が設定されたのか。何と比較してこういうことになったのか。

事務局： はっきりいってこの額になった根拠というものは、多分その市でこのような報酬審議会を開いて決定しているので、はっきりした理由を今はわかりかねます。

委員： 私に言わせるといいかげんな決め方だ。根拠がなくて決めているわけではないでしょう。

事務局： そうだと思います。

会長： おっしゃるのは、船橋市の決め方、あるいは鹿児島市の金額のことですよね。

委員： はい。

会長： そこはむこうの都市のことなので。

委員： これを全体的に見ますと、19 ページの上の函館市から下まで見ますと、ほぼ100万円を少し超えている。柏市は少し下がっていますけれども、ほとんど全国の名前の出ている市がそんなに大きくは違っていない。横並びなので相談して決めているのかと思う。全く何の根拠もなくやっているとは考えにくい。

会長： やはり私どもと同じで、こういう場で相談されているのではないかと思います。

事務局： 一つ参考にご説明させていただきます。前回の資料03の裏面に、中核市の最近の状況、報酬の審議の状況のところの中ほどに答申の理由の欄がございます。例えば上から二つ目の越谷市では特定の中核市に近似させるとか、中ほどの豊田市は中核市平均に引き上げるとか、そういった基準をそれぞれの自治体の審議会でご審議いただいて決まってきたもので、若干それぞれの都市によって決定方法に違いが出ているとご理解いただければと思います。それ以上の詳細までは調べきれっていないのですけれども。

委員： 市町村の報酬に対する話し合いということをやったことがないが、自分は会社の社長をやっているの、そういう企業での報酬、例えば社

長は幾ら、専務は幾らなど、この議題とは少し違うけれども、いろいろ決める。しかも部長といっても内容によってランクがあるわけです。今は市長の話になっており、これから議員の話をしていくだろうけれども、それぞれ会社の規模から考えた内容、同じ取締役であっても、それぞれバランスがあって、全く同じではない。この決め方からいくと議員の報酬は、ほぼ統一されている。私にすると少しびんところがある。

会 長： 要するに企業の成績を。

委 員： 議員といっても私の知らない人がたくさんいる。例えば別な仕事を持ちながら議員をやっている人、議員だけで飯を食っている人もいるのではないかと思う。これからの話し合いになると思うけれども、みんな一緒なわけです。そういう決め方はどうなのか。市長とか副市長は単独だから上げようが下げようが構いません。議員の話になったときに果たしてどうかという感じがする。

委 員： おっしゃったとおり、職責でやっていかないと。稼働日数も違う。年俸を日割すると一番仕事してご苦労しているのは市長。少しお話してもいいですか。

会 長： どうぞ。

委 員： 例えば議会議員の活動状況を資料の中から分析させていただきました。活動日数と年収から計算していきますと、参考までに聞き流していいですが、議長の活動日数が262日、年収1,028万8,620円ということで、これを活動日数で割り算すると日当3万9,269円ということになる。議員の場合はこれにプラス政務活動費というものが付いて、月8万円の年間96万円になります。副議長は211日ですので議長と副議長の稼働日が51日違うのです。年収も938万340円ですので、211日で割ると4万4,456円、プラス政務活動費です。議員は議会活動は132日となり少ないのです。役を持った方のほうが随分お仕事をされている。議員の場合は894万1,860円を132日で割り算すると、6万7,741円プラス年間96万円となります。副市長は17ページなのですが、2人いまして、お1人が267日稼働して、もう1人は275日。足して542を2で割ると271日が副市長の平均活動日数で、年収が1,288万8,180円。日当、4万7,557円ということになります。議員より日当的には少し安くなってしまう。この前もお話しましたがけれども、市長は336日活動されている。一番働いているのです。年俸が1,598万8,860円。単純計算でこれを割り算すると、336日で割ると、4万7,585円。ということは副議長並みの日当。副市長との差が28円ある

のみです。我々企業人として生きてきた人間は、やはり年俸を日にちで割ってみます。自分がどのくらいの活動をして、それをどう評価されているか。これを見たときに、中核市になっていくと市長を含めて大変お仕事をされている。平成 18 年度までは助役が 1 人だったのが平成 19 年から副市長が 2 名になり、これは、ある意味企業では大変なことですけれども、年間 1,288 万 8,180 円の支出が増えるということです。そういうことで数字を分析してみると、こういうものが出てくるということになります。

事務局： 議論、審議の参考にしていただきたいということが一つございます。市長、副市長、地方自治法に基づく執行機関であります。それから議会ですが、これらも地方自治法に基づく議会、その議員方がいらっしやいます。法律である自治法に基づいてその権限、職責というものが与えられております。市長は常勤で、一般職の公務員と同じように、民間の企業で働く方々と同じように常勤で勤めているわけでございます。議員というものは自治体の条例の改廃であるとか、予算を定めることとか、決算の認定などの権限を持ちながら、法律に基づいて定例会、臨時会、それからさらには委員会、常任委員会とか特別委員会など、法律に基づいてこのような重要な職責になっているという立場でございます。したがって民間企業の方々と同じようなものではなく、議論していただいたほうがいいのかと思います。稼働日数に関して、もう一言申し上げれば、前回も事務局から説明させていただいているのですけれども、日常的に陳情などの受付とか、定例会、臨時会に出る以外にも常に調査活動などはそれぞれやっぴらっしやるわけです。その議員の特殊性というものを少し踏まえた上でのご審議をいただければと存じます。

委員： 重々承知の上です。

委員： 事務局の言うことはわかりますけれども、企業に携わっているものの目から見ると、言葉は悪いけれども稼がないのにお金を払うのかということ。どうしてもそういう見方をせざるを得ない。稼いでいないとは言わない。一生懸命働いているけれども、今おっぴらったようにいろんな日割とか、時間割などをしていき、企業の立場から見ると稼いでいない。これだけもらっているのだからもっと稼げということをお願いしたいということです。

委員： とはいえ職責ということも大きいと思います。予算をきちんと決定する権限が議員にあるわけですから、やはりその辺は民と官を単純に比較はできないと思います。

事務局： 今、委員から議員の活動について、あまり活動していないのではないか、それに見合ったような報酬にされるべきだというお話がありました。前回の会議では、市に対する地域の要望なり、ご意見をもらうような活動もしているという話をさせていただきました。それ以外に、こういう資料には載らないのですけれども、前回は説明が不足していた部分があるかと思えます。前回資料の 25 ページですが議員連盟というものがあり、八戸市の場合には4つございます。これは市議会議員が通常の議会活動とは別に、自分たちで議員連盟を組織して、さまざまな要望活動を行って、いろいろなことを実現していこうという連盟でございます。一例を申し上げますと、例えば国立研究開発法人海洋研究開発機構の議員連盟に関しては、地球深部探査船「ちきゅう」という船を通称 J A M S T E C といわれる同機構が持っているのですけれども、こういったものが調査した成果を八戸で発表してほしい、八戸でそのような成果を展示してほしいなど、そういったことをやっています。平成 18 年にこれが発足しているのですが、例えばそのように要望した結果、マリエントに地球情報館という海洋研究に関する常設展示を J A M S T E C にしていただいています。平成 18 年から J A M S T E C の各研究機関、それから本部等を視察しながらそれについて理解を深めて、その途中で研究発表があれば是非八戸の市民がいる場でということでもいろいろやってきました。そういった平成 18 年からの活動が八戸市民の中にも知られてきている中で、八戸工大とも連携協力に関する協定が平成 27 年 9 月に結ばれて、そのあとまた政府機関への移転に関する方針でも、J A M S T E C の人材育成機能を八戸工大にという決定もなされております。これは議員連盟による 10 年間の活動の成果がここに表れているのではないかと考えております。もう一つだけ申し上げますと、県立八戸芸術パーク、屋内スケートリンクの議員連盟に関しても、平成 19 年に発足しながら、県の議員団と連携して県知事へ要望等しながら、市長も陳情などに行っておりますけれども、そういった活動が実って平成 25 年 12 月にスケート場を建設することになりました。建設は八戸市でしたけれども、お金については県、あるいは国が出すということで合意し、進んでいるということです。そのほかにも連携中枢都市圏に関しては、定住自立圏の議員連盟を発足させて以降、これは八戸市の議員たちが周辺の市町村に呼びかけて、8 市町村、全 127 名で構成されている議員連盟でございます。定住自立圏の形成促進議員連盟という形で、他町村も含めた活動を行うことで、連携中枢都市圏にもスムーズに移行できているということです。議員は議会活動以外にもそういった活動がさまざまある上で、今の八戸市が築かれてきているということがあるということをご理解いただければと思います。以上でございます。

会 長： どうもありがとうございます。議会活動だけではない、外でいろいろ

活躍いただいているおかげでさまざまなことが進んでいるということでございます。今のお話の中にありましたけれども、私自身も議員と一緒に各地を訪問して陳情といいますか、お願い、協力依頼をさせていただいたりして、その成果を上げていただいているということかと思えます。多数いらっしゃるわけですから、いろんな人がいるのでしようけれども、やはり適切に職責を果たすための給与として適正なものは幾らかということが、私たちの決める金額かと思えます。ステップ2のシートですが、青森市は外すべきだというご意見がありました。いろいろな意味で、極端に削減措置をされていらっしゃる。市長がそういう思いでやっっているのだと思えますけれども、これは一時的だという情報であれば、そういうことを私どもの都市の特別職の皆さんの給料を決める算定根拠の中に入れるのは妥当ではないというご意見があったと思えます。皆さんいかがでしょうか。何かご発言があれば。やはり青森市も入れたほうがいいのではないかとご意見などございませんか。

委員：あまりにも金額的に減額幅が大きいので、除外したほうがよいのではないかと思います。ただ会長が言われたように、どういう基準で外すのかということになると、なかなか知恵が出てこない。ただ何となくだとだめだと思えますから、こういう理由で青森市は除きましたということをも明快にしないとだめだと思えます。

会長：同様に減額措置をしている都市はどこですか。要はそのような減額措置をしているところを対象にするのは避けるという意味では、アスタリスクの付いているところは全部外すという手法も選択肢かと思えます。秋田市ですか。そうしますと秋田市と青森市を外すということをしなから、そうしますと下の主要都市平均というものが八戸市、それから青森市、秋田市を除く5市となりますけれども、そういうことも算定根拠の一つという見方はいかがでしょうか。事務局から何かご発言があれば。

事務局：先ほど今回の前提のお話をした際に申し上げたのですがけれども、今東北主要都市の中で減額したところを外すということになりますと、まだ中核市の議論に入っていませんけれども、中核市もそういったところを外していくのかということもご意見いただければと思えます。事務局の当初の考えとすれば、やはり今もらっている額が幾らなのかということを考えれば、減額幅が大きい小さいはあるかもしれませんが、これが今の実態に即した部分を拾っているのではないかとご意見を積算としてございました。中核市の部分も含めてご議論いただければと思えます。

- 会 長： ステップ2の中では、そのような極端な減額措置を暫定的にしているという都市は外して平均値を取っていくということになれば、議長とか議員の報酬については外すのがいいのでしょうか。外さないほうがいいのか。都市として外すのであれば都市として全部外すというほうが市民の皆さんから受け入れられやすいように思いますが。
- 委 員： 議長、副議長については減額している都市が二つだけです。
- 会 長： 先ほどの中で秋田市は議長とか議員のほうは減額などをやっていないわけなのです。市長だけは参考にしないで、議員だけを参考にするということも何か変な感じもします。いっそのこととっては失礼ですけれども、八戸市、青森市、秋田市は参考にしないという方法も選択肢にあるように思いますが、皆さんからご意見をお願いします。
- 委 員： 減額幅が青森市は大き過ぎますので、少し特別かと思えます。他の市町村についてはそれなりにそのときの財政規模もあって減額しているのかもしれませんが、不祥事が起きたから減額とは限らないでしょうから、私は減額した都市を全部省くということはいかがなものかと思えます。
- 会 長： 減額も一つの現状の報酬額だということですね。
- 委 員： その都市で決めたことです。
- 委 員： 青森市はその差額があまりにも。
- 委 員： あと何年先に戻るか、いつ上げるか。
- 会 長： しかも青森市が一番近い中核都市です。
- 委 員： 青森市に追随することもないけれども、やはり青森県内においては青森市というものは存在が大きい。
- 委 員： 八戸市が10パーセント減額ですので、青森市以外の減額率が10パーセント台なのであれば、対象外は青森市だけでいいのではないですか。
- 委 員： 秋田市の市長は10パーセントです。
- 委 員： 10パーセントであれば、青森市だけの除外ということでもいいのでは。

会 長： 皆さんそれでよろしいですか。

事務局： 参考までに、今スクリーンに映しているのは、市長から議員まで青森市を除いて出したものです。市長ですと、107万5千550円。副市長で87万625円。議長で70万3千666円、副議長で65万3,983円、議員で61万8,500円です。

会 長： そうしましたら秋田市も除くという話はなくて、青森市だけを除くということで、このステップ2の考え方はまとめるということにさせていただきたいと思います。それでは続いてステップ3で、中核市ですが、その中核市の仲間として48市全部という考え方もあるけれども、それではあまりにもばらつきがある状態になっているということで人口、標準財政規模で区分するということです。そもそもこのような中核市は東北主要都市の中で評価されているのだから、必要としないのではないかというご意見もあるかもしれません。どうぞご自由にご意見をお願いします。

委 員： 人口の順位の直近10市ということはどういう意味ですか。

事務局： 人口でいきますと八戸市は47番目ですので、直近10市ですと48番目の呉市が一つ入りまして、八戸市の上の9市が入り、合計10市になります。これも八戸市を除きます。一方、標準財政規模は48位が八戸市ですので、その上10市、山口県の下関市から埼玉県 of 越谷市までの10市となっております。

会 長： どのような評価をするのが妥当かについても合わせてご意見いただければありがたいです。

委 員： 人口規模だけでよろしいのではないのでしょうか。人口直近10市で。

委 員： そうなると青森市がそれに含まれていますが。

会 長： 同じように削除する、対象外にする。それによって高知市まで一つ上がって10市。なぜ10市ということはあるかもしれません。前は18市と書いてあります。

委 員： この18市から今回10市まで絞った根拠はありますか。

事務局： 前回の18市は人口規模によってです。正確なところは今調べていますけれども、前は人口20万人から30万人という全国のくくり、中核市ではなくくくりで18市が選ばれたと考えています。

会 長： そうすると八戸市よりも少ない都市も含まれての平均値という状態です。

事務局： 前回の東北主要都市としては、人口 20 万人から 30 万人台の都市ということですが。

会 長： 財政規模という指標もあるということを経済省側が出しているわけですが、やはり基本的に人口がいろんな意味での規模を評価しているのだから、人口だということでは皆さんよろしいですか。平成 8 年のときには 18 市、私どもも含めて前後の 18 市ということでは 20 万人から 30 万人というお話でございました。それでいくとこの中核市に入ったといえども下位にいるわけですから、今ですと 8 市程度ということになってしまいます。それでは少しということでは 10 市ということを選んだ。10 市が妥当という線はうなずけるところでもあるということなのです。このシートの中でステップ 3 とすると、この順位直近 10 市という考え方が妥当だということ。ただし、そのときにこの青森市は特別な事情があるので、そこは外して 10 市とする、ということではよろしいですか。

委 員： はい。（全員）

会 長： それではステップ 3 を踏まえて、今度はステップ 4 ということで、地域性と中核市という二つの要素を反映しましょうということ。東北主要都市の平均については、先ほど計算方法は決まりました。そして中核市区分ごとの平均ということも決まりました。そういう中で二つの数値に対しての平均をとる考え方。この辺を少しご議論いただければありがたいです。一つの根拠としては前回も平均を取っているのだから、今回も平均を取って妥当ではないかという考え方。もう一つは、地域性だけでなく地域といっても、中核市がほとんどですけれども、それでも全国の中核市の事情というものも考慮するべきではないかということ。両方を組み入れるとすれば、この平均を取るという方法も妥当ではないかとも思えるわけです。

委 員： 会長の意見に賛成です。

会 長： ありがとうございます。平均を取っていくことはいかがでしょうか。

委 員： それでいいと思います。（全員）

会 長： そうしますと、ステップ 4 については地域性と中核市という要素、二

つの要素を反映して報酬を決めましょうという考え方をとります。ステップ5、これは職間バランスをとということです、この計算の中で少し皆さんにご理解いただきたいのは、市長の給料に平成29年現在の比を取っていますので、現在の職間バランスが妥当だということが根拠であればこれを使うと妥当なのです。ところが現在の職間バランスをその当時どう決めたか、そこに妥当性があるかという話。続いて議長の場合には議員の報酬にかけ算をしまっている、これは議員の報酬が妥当だということから、他の副議長、議長を決めているのです。これに対しては、逆に議長の報酬にかけ算して、議員、副議長を決めるという考え方が同時にあるわけです。この辺は職間のバランスの加味というところ、少し悩ましく感じているところなのです。今の10都市、あるいは主要都市の平均値を出したという段階で既にそれぞれの都市の職間バランスがそのまま算入された計算値が入っているわけですから、このステップ5をやる必要があるかどうかというところを少し議論していただければと思います。

委員： 先ほど言われた80とか115とか105などという数字は、今の八戸市の数字ですか。

事務局： そうです。

会長： この数字をかけ算するということは、今の市長、副市長との職間バランスを正しいものとして引き継ぎましょうということです。市長の給料にかけるという方法もあるのですが、逆に副市長に副市長対市長の職間バランスをかけ算して出てくる数字もあるわけです。これはこの中から一つ選んで出しているのかもしれませんが、先ほど平成8年に決めた計算式でいきますと、平均値を取ってそれが職間バランスを含めたものだという評価をして決められている。事務局、何かありますか。

事務局： 市長と議長を基準にしたということは一つの考え方ですが、市長も議員も選挙によって選ばれるということが一つ。副市長に関しては市長が選任をして、議会の同意を得て決めるという立場にあるということが一つ。それから議員も議員36名が市民から選ばれて、副議長、議長をその中で選挙をして決めて、副議長、議長が選ばれるということなので、ベースはこの市長と議員という二つでいいのではないかと、今のような形で試算をしています。職間バランスの話をお願いしますと、委員長が先ほど言った既にステップ4の段階で他都市の職間バランスを反映しているのではないかとということもございましたけれども、事務局としては前回資料の18ページとか、議員の昭和57年からの報酬の推移を見ておきますと、ずっと大体同じよう

な職間のバランスの割合というものがあつたものですから、これを尊重したらどうだろうかということで、今回この資料1の中には職間バランスの比率は入っていませんけれども、大体割っていくと0.8前後、市長に対する副市長の割合を小数点第3位くらいまでいうと0.8いくつという形になるものですから、それを参考にしてはどうだろうかということで今回ご提案申し上げております。

会 長： わかりました。そうすると前回資料の18ページの市長対副市長の比はずっと一緒なのですか。

事務局： 一応、細かく申しますと、ずっと一緒ではなくて、例えば昭和57年は小数点第3位で0.824だったのが、その次の年では0.825、60年は0.825、昭和61年は0.826とか、途中0.86とかになりながら、現在は0.814くらいになっております。そういうことで大体平均すると0.8くらいのところにあるということです。議員に対する副議長、議長も大体そのような割合になってきているということです。

会 長： 次回かもしれませんが、市長と副市長の比が今お読みになったような情報があると、皆さん過去そうやって決めてきたのだから、要するに職責の差というものをそうやってみてきたわけですね。その情報があると理解しやすいように思います。議員のほうもそうなっているのですか。

事務局： 議員のほうもほぼそのようになっています。前回の報酬審議会を見ても、職間バランスを考慮したという記述は出てこないという形になっていましたけれども、過去のを今振り返ってみるとそのような比率だったということで、それを活用してはどうかということで今回ご提案申し上げたということです。

会 長： ありがとうございます。こういう経緯があつて特別職の皆さんの給料が決まってきたということを受けたものだということで、ステップ5という方法がある。どうしてその基準値、市長あるいは議員になるかというのと、こちらは選挙で選ばれている人たちなので、この人たちの給料が基準になるのが妥当だということでした。よろしいでしょうか。そうしますとステップ5まで辿り着きまして、これで実質的に金額が決まるかと思えます。途中で青森市を外すということがありまして、資料にない数字なものですから、恐れ入りますけれども、それは次回ということでご提示いただいて、それに対して答申案というものを皆さんで次回協議させていただくという方向でいきたいと思えます。よろしいでしょうか。

委員： はい。（全員）

会長： ありがとうございます。それでは今のような、とりわけ総務省の通知に対するまとめ、それから具体的な金額を進めるステップ1からステップ5について皆さんで確認していただきました。次回は金額なり、それから今日ご意見があったものを踏まえた計算の情報というものを出していただいて、皆さんで再度審議するというところでよろしいでしょうか。

委員： はい。（全員）

会長： そうしましたら次回、事務局から今日の議論を踏まえた検討資料を提示していただいて皆さんで再確認するという事にさせていただければと思います。それでは、ほかにご意見何かありますでしょうか。なければ次回の説明をお願いいたします。

事務局： 次回の会議開催についてご説明いたします。既にご案内のとおり、次回の会議は2月26日月曜日午前9時から同じくこの場所で行います。ご出席のほどよろしく願いいたします。なお出席できなくなった場合には、ご連絡くださいますようよろしくお願いいたします。

会長： それでは、どうもありがとうございました。これで第2回の審議会を閉じさせていただきます。